

# 令和7年度 第2回 定期総会

## 議 案 書

◆日時：令和8年3月21日(土)13:30～

◆場所：志津まちづくりセンター 大会議室

### ◆ 次 第 ◆

1. 開会の挨拶
2. 「志津まちづくり協議会」の歌 合唱
3. 会長挨拶
4. 議長・議事録署名人選出 議長 ( )  
議事録署名人 ( , )
5. 議長挨拶
6. 議 事
  - 第1号議案 会則改定(案)
  - 第2号議案 令和8年度役員承認
  - 第3号議案 令和8年度事業計画(案)
  - 第4号議案 令和8年度収支予算(案)
7. 報告事項
  - 報告事項1 第4次まちづくり計画策定委員会の報告
  - 報告事項2 志津学区まちづくりプラン第2期の報告
8. 議事終了・議長退任
9. 閉会の挨拶





## 志津まちづくり協議会の歌

わがふるさと志津 ～志津の誉れ～

作詞：成瀬 諒紘

作曲：伊吹 佳美

青葉輝く わがふるさと志津  
触れ合い 支え合い 住み続けたいまち  
大きな楠の木 坂道 城池  
桜並木 晴れた空 蛍飛び交う  
守り続ける 志津の歴史  
ああ わが志津のまち 志津の誉れ  
未来へ羽ばたこう みんなと共に



制定：平成 25 年 8 月 31 日

監修：山元 忠三

## 第1号議案 会則改定(案)

### (1) 会則改定の背景

志津まちづくり協議会は、平成23年12月に発足し、今年で14年目を迎えました。これまでの間、いろいろな方々の支援や活動への参画により、志津地域のまちづくりの中心的な組織として発展してまいりました。

しかしながら、志津地区においても、他地域と見られるようにコミュニティの希薄化、特に、コロナ禍以降は、小学校のPTA解散に見られるように顕著になってまいりました。地域では各団体の役員の担い手不足として表れています。

これらの状況を踏まえ、今後も志津まちづくり協議会が永続して、運営をするためには、従来のまち協役員の業務の軽減が何よりも重要となっています。役員の担い手不足の解消の一步として、組織や業務の見直しを行い永続的な運営が図られるよう、協議会の会則の一部を改定しようとするものです。

### (2) 会則改定の内容

#### ① 第4次まちづくり計画策定に伴い(目的)第4条の改定

第4次まちづくり計画が令和8年度から始まりますが、まちづくり計画の改定時に会則の改定を避けるため、「志津まちづくり計画に定められた基本理念」に改定します。(第4条関係)

#### ② 役員体制の見直し

事務局長を新たに役員に加えるのと合わせ、理事の人数も15名とします。また、事務局長はまち協職員(センター長)を充てることとし、会計についても、事務局長が兼ねるものとします。その他、顧問、参与については、従来どおり設けますが、役員から外すこととします。(第8条、第11条関係)

#### ③ 総会開催回数の変更と代議員構成の見直し

学区内の諸団体を始め市内のまちづくり協議会の総会開催時期は、多くが毎年4～5月頃に開催(年1回)されています。この理由は、まち協予算で言いますと、草津市からの交付金と指定管理料が多くを占めて(約95%)いることが上げられます。特に、新年度予算は、草津市においては2月下旬に議案の提出と合わせ、プレス発表され、正式には3月の議会で承認されて金額が示されることから、各まち協では決算と合わせ、新年度に入ってから総会が開催されているのが実情です。これらの状況を鑑み、総会の開催は毎年1回に変更します。(第14条)

総会は、まち協構成団体から選出された代議員により、①予算、決算の承認、②事業計画、事業報告の承認、③役員の承認、④会則の改廃の承認が主な職務であります。その代議員の中に、執行部側の役員である理事が含まれています。執行役員と代議員はお互いがけん制し合い、それぞれの立場から説明や審議を行いますが、これが一緒の立場となっています。これを解消するため、理事が代議員を兼務するのを解き、代議員の選出(構成)を各町内会と地域団体からの区分とします。(第14条関係)

④ 理事会の審議内容の表記の見直し他

理事会については、総会に付議する予算・決算、事業計画・事業報告、役員選出などの承認が主となりますが、項目の中に「総会に付議する(提出する)」が抜けており、分かりやすくするため表記を追加します。(第15条関係)

その他、飲酒運転等による役員の解任については、従来総会での議決でしたが、即応性を図るため理事会の同意に改めるものとします。(第12条関係)

⑤ 理事等の役割(任務)の見直し

理事の任務(職務)については、執行役員であることから、表記を「会務の運営にあたる。」に改定します。(第11条関係)

また、第14条第2項では、理事が代議員を兼務することとなっていますが、執行役員である理事が議案を審議することとなり(議案を上程している理事者側の者が、議案を審議することとなり)、矛盾することからこれを解消するものとします。

(第14条関係)

顧問、参与は、従来役員の構成メンバーでしたが、役務から「助言や意見の陳述、協力すること」のみであることから、従来どおり設けるものの役員のメンバーから外し、会長からの要請に応じ助言や協議に加わることに改めます。

(第11条、第27条関係)

⑥ 議事録の公開をまち協総会のみに改定

従来、議事録の公開は、総会のみならず理事会まで公開していましたが、草津市の各まち協では、草津市からの指導もあり総会のみを公開しているところがほとんどです。これらの経過もあることから、議事録の公開はまち協総会のみに改定します。

(3) 会則改定の内容は、「会則(改定)欄に記載の」とおり改定する。

次ページ以降に示す。

会則（現行）	会則（改定）
<p>(名称) 第1条 この会の名称は、志津まちづくり協議会（以下、「協議会」という）と称する。</p> <p>(区域) 第2条 協議会の区域は、志津地域内とする。</p> <p>(事務所) 第3条 協議会の事務所は、志津まちづくりセンター（以下「センター」という）におく。</p> <p>(目的) 第4条 協議会は、地域住民が主体となって地域共通の願いの実現ならびに課題の解決やまちづくりの構想・計画の策定など、人々が住み続けたいと願うまちづくりのための諸事業を行い、<b>ふれあい、支え合える楽しいまちづくり</b>を基本理念として推進していくことを目的とする。</p> <p>(事業) 第5条 協議会は、第4条の目的を達成するため、次の事業を行う。  (1)志津まちづくり計画に定められたまちづくりに関すること。  (2)協議会が実施する事業に関すること。  (3)センターの管理・運営に関すること。  (4)協議会の会員が実施する事業間における調整および連携に関すること。  (5)行政（国、県、市等をいう。以下同じ）が策定する構想、計画等に対する提言および要望に関すること。  (6)行政が実施する事業との連携、提言および要望に関すること。  (7)地域課題の掌握、地域の情報の発信・共有化および地域住民への啓発に関すること。  (8)その他、協議会の目的を達成するために必要な事業に関すること。</p> <p>(会員) 第6条 協議会の会員は、次の対象者とする。  (1)区域内の居住者  (2)区域内の組織・団体・事業者  (3)協議会に入会手続きをして認めた区域内の組織・団体・事業所に勤務<b>され</b> <b>ている者</b>  (4)その他、協議会が認めた者  2 前項の組織・団体・事業者については、別に<b>細則</b>で定める。</p>	<p>(名称) 第1条 この会の名称は、志津まちづくり協議会（以下、「協議会」という）と称する。</p> <p>(区域) 第2条 協議会の区域は、志津地域内とする。</p> <p>(事務所) 第3条 協議会の事務所は、志津まちづくりセンター（以下「センター」という）におく。</p> <p>(目的) 第4条 協議会は、地域住民が主体となって地域共通の願いの実現ならびに課題の解決やまちづくりの構想・計画の策定など、人々が住み続けたいと願うまちづくりのための諸事業を行い、<b>志津まちづくり計画書に定められた基本理念</b>を推進していくことを目的とする。</p> <p>(事業) 第5条 協議会は、第4条の目的を達成するため、次の事業を行う。  (1)志津まちづくり計画に定められたまちづくりに関すること。  (2)協議会が実施する事業に関すること。  (3)センターの管理・運営に関すること。  (4)協議会の会員が実施する事業間における調整および連携に関すること。  (5)行政（国、県、市等をいう。以下同じ）が策定する構想、計画等に対する提言および要望に関すること。  (6)行政が実施する事業との連携、提言および要望に関すること。  (7)地域課題の掌握、地域の情報の発信・共有化および地域住民への啓発に関すること。  (8)その他、協議会の目的を達成するために必要な事業に関すること。</p> <p>(会員) 第6条 協議会の会員は、次の対象者とする。  (1)区域内の居住者  (2)区域内の組織・団体・事業者  (3)協議会に入会手続きをして認めた区域内の組織・団体・事業所に勤務<b>する</b> <b>者</b>  (4)その他、協議会が認めた者  2 前項の組織・団体・事業者については、別に定める。</p>

会則（現行）	会則（改定）																												
<p>(会費) 第7条 協議会の会費の基準および徴収方法は、<b>細則</b>に定める。</p> <p>(役員等) 第8条 協議会に次の役員等を置く。</p> <table border="0"> <tr><td>(1) 会長</td><td>1名</td></tr> <tr><td>(2) 副会長</td><td>若干名</td></tr> <tr><td>(3) 会計</td><td>1名</td></tr> <tr><td>(4) プロジェクトリーダー</td><td>若干名</td></tr> <tr><td>(5) 理事</td><td><b>30</b>名以内</td></tr> <tr><td>(6) 監事</td><td>2名</td></tr> <tr><td><del>(7) 顧問</del></td><td><del>若干名</del></td></tr> <tr><td><del>(8) 参与</del></td><td><del>若干名</del></td></tr> </table> <p>会長、副会長、<b>会計を二役と称する。</b></p> <p>(役員等の選出) 第9条 役員は、第6条の会員とし、次の<b>通り</b>選出して総会において承認を得るものとする。</p> <p>(1) 会長は、現職の会長、副会長、会計、町内会長会の代表および副代表から構成される<b>会長選考委員会</b>より選出する。</p> <p>(2) <b>副会長、会計、プロジェクトリーダー、監事、顧問、参与は、理事会で選出する。ただし、副会長の1名は町内会長会より推薦されたものとする。また、顧問は会長歴任者とし、参与は、必要に応じて現会長が任命する。</b></p> <p>(3) 理事は、<b>三役、プロジェクトリーダー</b>より若干名、町内会長会より5名、協議会に所属する各種団体の代表者の中から若干名とする。</p> <p>(役員等の任期) 第10条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。</p> <p>2 任期途中で役員等の欠員もしくは補充の必要が生じた場合、後任の役員等の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>3 役員は、任期満了後も新役員が決定されるまでの間は、その任務を行うものとす</p>	(1) 会長	1名	(2) 副会長	若干名	(3) 会計	1名	(4) プロジェクトリーダー	若干名	(5) 理事	<b>30</b> 名以内	(6) 監事	2名	<del>(7) 顧問</del>	<del>若干名</del>	<del>(8) 参与</del>	<del>若干名</del>	<p>(会費) 第7条 協議会の会費の基準および徴収方法は、<b>別</b>に定める。</p> <p>(役員等) 第8条 協議会に次の役員をおく。</p> <table border="0"> <tr><td>(1) 会長</td><td>1名</td></tr> <tr><td>(2) 副会長</td><td>若干名</td></tr> <tr><td><b>(3) 事務局長</b></td><td><b>1名</b></td></tr> <tr><td>(4) プロジェクトリーダー</td><td>若干名</td></tr> <tr><td>(5) 理事</td><td><b>15</b>名以内</td></tr> <tr><td>(6) 監事</td><td>2名</td></tr> </table> <p><b>2 三役は、会長、副会長、事務局長で構成する。</b></p> <p>(役員等の選出) 第9条 役員は、第6条の会員とし、次の<b>方法により</b>選出して総会において承認を得るものとする。</p> <p>(1) <b>新会長および新副会長の候補者は</b>、現職の会長、副会長、町内会長会の代表および副代表で構成する<b>役員選考委員会</b>より選出する。ただし、副会長の1名は町内会長会より推薦されたものとする。</p> <p>(2) プロジェクトリーダー<b>候補者は、各プロジェクトより選出する。</b></p> <p>(3) 理事<b>候補者は</b>、町内会長会より5名を、協議会に所属する各種団体の代表者の中から若干名を、<b>理事会で</b>選出する。</p> <p><b>(4) 監事は、会長が候補者を指名する。</b></p> <p><b>(5) 事務局長は、センター長を候補者とし理事会で選出する。</b></p> <p>(役員等の任期) 第10条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。</p> <p>2 任期途中で役員等の欠員もしくは補充の必要が生じた場合、後任の役員等の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>3 役員は、任期満了後も新役員が決定されるまでの間は、その任務を行うものとす</p>	(1) 会長	1名	(2) 副会長	若干名	<b>(3) 事務局長</b>	<b>1名</b>	(4) プロジェクトリーダー	若干名	(5) 理事	<b>15</b> 名以内	(6) 監事	2名
(1) 会長	1名																												
(2) 副会長	若干名																												
(3) 会計	1名																												
(4) プロジェクトリーダー	若干名																												
(5) 理事	<b>30</b> 名以内																												
(6) 監事	2名																												
<del>(7) 顧問</del>	<del>若干名</del>																												
<del>(8) 参与</del>	<del>若干名</del>																												
(1) 会長	1名																												
(2) 副会長	若干名																												
<b>(3) 事務局長</b>	<b>1名</b>																												
(4) プロジェクトリーダー	若干名																												
(5) 理事	<b>15</b> 名以内																												
(6) 監事	2名																												

会則（現行）	会則（改定）
<p>る。</p> <p>（役員等の任務）</p> <p>第 11 条 役員は、次の通りとする。</p> <p>(1) 会長は、協議会を代表し、会務を統括する。</p> <p>(2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代行する。また、町内会長会より推薦された副会長は、町内会長会を担当する。</p> <p>(3) 会計は、協議会の運営および活動に伴う出納経理事務を担当する。</p> <p>(4) プロジェクトリーダーは、各プロジェクトを統括し、運営する。</p> <p>(5) 理事は、理事会に出席し、協議会の運営・企画など重要事項を審議および議決する。</p> <p>(6) 監事は、協議会の会計監査業務を担当する。</p> <p>(7) 顧問は、会長からの必要に応じて、助言および意見を述べる。</p> <p>(8) 参与は、会長からの必要に応じて、次の事項の協議に加わり協力する。</p> <p>① 一市・県・国に要望する事項等</p> <p>② 一事業内容および、事業推進に関する事項等</p> <p>（解任）</p> <p>第 12 条 役員が次の事項のいずれかに該当する時は、総会の議決により、解任することができる。</p> <p>(1) 社会通念上、著しく相応しくない行為(飲酒運転・パワハラ等)を行った場合。</p> <p>(2) 協議会運営上、著しい支障を生じさせた場合。</p> <p>（会議）</p> <p>第13条 協議会の運営のため、次の会議を設ける。</p> <p>(1) 総会</p> <p>(2) 理事会</p> <p>(3) 三役会</p> <p>(4) プロジェクト推進会議</p> <p>(5) プロジェクト会議</p> <p>(6) 町内会長会</p>	<p>る。</p> <p>（役員等の任務）</p> <p>第 11 条 役員は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 会長は、協議会を代表し、会務を統括する。</p> <p>(2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代行する。また、町内会長会より推薦された副会長は、町内会長会を担当する。</p> <p>(3) <u>事務局長は、会計および協議会の運営に必要な事務を担当すると共に、必要に応じて、団体や行政との連絡調整を行う。</u></p> <p>(4) プロジェクトリーダーは、各プロジェクトを統括し、運営する。</p> <p>(5) 理事は、<u>担当する会務を運営する。</u></p> <p>(6) 監事は、協議会の会計<u>および業務の監査</u>を担当する。</p> <p>（解任）</p> <p>第 12 条 役員が次の事項のいずれかに該当する時は<u>理事会の同意を得て</u>、解任することができる。</p> <p>(1) 社会通念上、著しく相応しくない行為(飲酒運転・パワハラ等)を行った場合。</p> <p>(2) 協議会運営上、著しい支障を生じさせた場合。</p> <p>（会議）</p> <p>第 13 条 協議会の運営のため、次の会議を設ける。</p> <p>(1) 総会</p> <p>(2) 理事会</p> <p>(3) 三役会</p> <p>(4) プロジェクト推進会議</p> <p>(5) プロジェクト会議</p> <p>(6) 町内会長会</p>

会則（現行）	会則（改定）
<p>(7)まちづくり計画推進会議 (8)志津学区防災本部</p> <p>(総会)</p> <p>第14条 総会は、代議員制とし、50名以内の代議員で構成する。</p> <p>2 代議員の構成は、理事および細則第4条に定める代議員とし、会長が委嘱する。</p> <p>3 代議員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。なお、任期途中で代議員に変更が生じた場合の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>4 総会は、協議会の最高議決機関として、次の事項を議決する。</p> <p>(1)事業計画・事業報告に関する事項 (2)予算・決算に関する事項 (3)会則の改廃等に関する事項 (4)役員人事の承認に関する事項 (5)その他、協議会の運営に関し必要と認められる事項</p> <p>5 総会は、会長が招集して、毎年2回定期総会を開催するほか、会長が必要と認めた時、または代議員の3分の1以上の請求があった場合は、その都度、臨時総会を開催する。</p> <p>6 総会は、代議員の過半数の出席（委任状出席を含む）で成立する。</p> <p>7 総会の議長は、出席した代議員の互選により選出する。</p> <p>8 議事録署名人は、出席した代議員の中から議長が2名指名する。議事録署名人は、議事録を確認して署名する。</p> <p>9 総会の議事は、出席した代議員の過半数の同意をもって決し、可否同数の場合は議長がこれを決する。</p> <p>(理事会)</p> <p>第15条 協議会の事業活動を円滑に推進するため理事会をおく。</p> <p>2 理事会は、次の各号に掲げる事項を審議・議決する。</p> <p>(1) 事業計画・事業報告に関する事項 (2) 予算・決算の作成に関する収支決算書の承認および補正予算に関する事項</p>	<p>(7)まちづくり計画推進会議 (8)志津学区防災本部</p> <p>(総会)</p> <p>第14条 総会は、代議員制とし、50名以内の代議員で構成する。</p> <p>2 代議員の構成は、細則第4条に定める選出区分ごとに選出された代議員とする。</p> <p>3 代議員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。なお、任期途中で代議員に変更が生じた場合の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>4 総会は、協議会の最高議決機関として、次の事項を議決する。</p> <p>(1)事業計画・事業報告に関する事項 (2)予算・決算に関する事項 (3)会則の改廃等に関する事項 (4)役員人事の承認に関する事項 (5)その他、協議会の運営に関し必要と認められる事項</p> <p>5 総会は、会長が招集して、毎年1回定期総会を開催するほか、会長が必要と認めた時、または代議員の3分の1以上の請求があった場合は、その都度、臨時総会を開催する。</p> <p>6 総会は、代議員の過半数の出席（委任状出席を含む）で成立する。</p> <p>7 総会の議長は、出席した代議員の互選により選出する。</p> <p>8 議事録署名人は、出席した代議員の中から議長が2名指名する。議事録署名人は、議事録を確認して署名する。</p> <p>9 総会の議事は、出席した代議員の過半数の同意をもって決し、可否同数の場合は議長がこれを決する。</p> <p>(理事会)</p> <p>第15条 協議会の事業活動を円滑に推進するため理事会をおく。理事会は、第8条第1項に定める役員により構成する。</p> <p>2 理事会は、次の各号に掲げる事項を審議・議決する。</p> <p>(1)総会に付議する事業計画・事業報告に関する事項 (2)総会に付議する予算・決算に関する事項</p>

会則（現行）	会則（改定）
<p>(3) 会則の改定、細則の制定および改廃等に関する事項</p> <p><del>(4) プロジェクトの構成およびプロジェクト報告に関する事項</del></p> <p>(5) 行政と協議すべき案件に関する事項</p> <p>(6) 役員等に関する事項</p> <p>(7) 第10条第2項に定める後任役員の承認に関する事項</p> <p>(8) その他、会長が必要と認める事項</p> <p>3 理事会は、会長が招集して、本会の運営・企画など重要事項を審議するものとし、会長が必要と認めた時、または会長を除く理事の過半数の請求があった場合は、その都度、理事会を開催する。</p> <p>4 理事会は、理事の過半数の出席（委任状を含む）をもって成立し、議決は、出席した理事の過半数の同意を得てこれを決し、可否同数の場合は、議長がこれを決する。</p> <p>5 理事会の議長は、出席した理事の互選により選出する。</p>	<p>(3) <u>総会に付議する会則の改定・廃止</u>に関する事項</p> <p>(4) <u>総会に付議する役員人事(候補者)の承認</u>に関する事項</p> <p>(5) <u>事業計画の一部変更、補正予算および細則の制定、改廃等の承認</u>に関する事項</p> <p>(6) <u>第5条に定める事業の執行に関する事項</u></p> <p>(7) 行政と協議すべき案件に関する事項</p> <p>(8) 第10条第2項に定める後任役員の承認および<u>第12条に定める役員の解任の同意</u>に関する事項</p> <p><u>(9)</u> その他、会長が必要と認める事項</p> <p>3 理事会は、会長が招集して、本会の運営・企画など重要事項を審議するため、会長が必要と認めた時、または会長を除く役員<del>の</del>過半数の請求があった場合は、その都度、理事会を開催する。</p> <p>4 理事会は、役員<del>の</del>過半数の出席（委任状を含む）をもって成立し、議決は、出席した役員の過半数の同意を得てこれを決し、可否同数の場合は、議長がこれを決する。</p> <p>5 理事会の議長は、<u>会長があたる。</u></p>
<p>(三役会)</p> <p>第16条 三役会は、<u>三役をもって</u>構成する。ただし、会長が必要と認めた場合はその他の役員も加わることができる。</p> <p>2 三役会は、次の各号に掲げる事項を協議する。</p> <p>(1) <u>事業計画および事業報告、予算書、決算書に関する事項</u></p> <p>(2) <u>会則・細則等の改廃等に関する事項</u></p> <p>(3) <u>行政との協議内容に関する事項</u></p> <p>(4) <u>第9条の役員の選出および会長選考委員会の選考結果を理事会に諮る事項</u></p> <p>(5) その他、会長が必要と認める事項</p> <p><del>3 三役会は、会長が招集して、会長が議長を務めて進行する。</del></p> <p><del>4 三役会で決議した事項は議事録として保管する。</del></p>	<p>(三役会)</p> <p>第16条 三役会は、<u>会長、副会長、事務局長により</u>構成する。ただし、会長が必要と認めた場合はその他の役員も加わることができる。</p> <p>2 三役会は、次の各号に掲げる事項を協議する。</p> <p>(1) <u>総会、理事会に提出する議案に関する事項</u></p> <p>(2) <u>協議会の運営に関し重要な事項</u></p> <p>(3) <u>プロジェクト間の調整など、協議会の運営にあたり調整が必要な事項</u></p> <p>(4) その他、会長が必要と認める事項</p>

会則（現行）	会則（改定）
<p>（プロジェクト推進会議）</p> <p>第17条 プロジェクト推進会議は、三役とプロジェクトリーダーをもって構成する。ただし、会長が必要と認めた場合はその他の役員およびプロジェクトメンバーも加わることができる。</p> <p>2 プロジェクト推進会議は、次の各号に掲げる事項を協議する。</p> <p>(1)各プロジェクトの計画と進捗および予算と決算に関する事項</p> <p>(2)各プロジェクト間の整合や調整に関する事項</p> <p>(3)プロジェクトの実行委員会の承認に関する事項</p> <p>(4)その他、プロジェクトの運営に関する事項</p> <p>3 プロジェクト推進会議は、会長が招集して、会長が進行する。</p> <p>4 プロジェクト推進会議で協議した事項は議事録として保管する。</p>	<p>（プロジェクト推進会議）</p> <p>第 17 条 プロジェクト推進会議は、三役とプロジェクトリーダーをもって構成する。ただし、会長が必要と認めた場合はその他の役員およびプロジェクトメンバーも加わることができる。</p> <p>2 プロジェクト推進会議は、次の各号に掲げる事項を協議する。</p> <p>(1)各プロジェクトの計画と進捗および予算と決算に関する事項</p> <p>(2)各プロジェクト間の整合や調整に関する事項</p> <p>(3)プロジェクトの実行委員会の承認に関する事項</p> <p>(4)その他、プロジェクトの運営に関する事項</p> <p>3 プロジェクト推進会議は、会長が招集して、会長が進行する。</p> <p>4 プロジェクト推進会議で協議した事項は議事録として保管する。</p>
<p>（プロジェクト会議）</p> <p>第18条 プロジェクト会議は、プロジェクトリーダーとプロジェクトメンバーをもって構成する。ただし、プロジェクトリーダーが必要と認めた場合はその他の役員や関係者も加わることができる。</p> <p>プロジェクト会議は、プロジェクト単位に開催するものとする。</p> <p>2 プロジェクト会議は、次の各号に掲げる事項を協議する。</p> <p>(1)プロジェクトの計画と実施・報告および予算と決算に関する事項</p> <p>(2)プロジェクトの組織構成、メンバー募集、管理、報告に関する事項</p> <p>(3)プロジェクトの実行委員会の開設、運営に関する事項</p> <p>(4)その他、プロジェクトの運営に関する事項</p> <p>3 プロジェクト会議は、プロジェクトリーダーが招集して、進行する。</p> <p><del>4 プロジェクト会議で協議した事項は議事録として保管する。</del></p>	<p>（プロジェクト会議）</p> <p>第 18 条 プロジェクト会議は、プロジェクトリーダーとプロジェクトメンバーをもって構成する。ただし、プロジェクトリーダーが必要と認めた場合はその他の役員や関係者も加わることができる。</p> <p>プロジェクト会議は、プロジェクト単位に開催するものとする。</p> <p>2 プロジェクト会議は、次の各号に掲げる事項を協議する。</p> <p>(1)プロジェクトの計画と実施・報告および予算と決算に関する事項</p> <p>(2)プロジェクトの組織構成、メンバー募集、管理、報告に関する事項</p> <p>(3)プロジェクトの実行委員会の開設、運営に関する事項</p> <p>(4)その他、プロジェクトの運営に関する事項</p> <p>3 プロジェクト会議は、プロジェクトリーダーが招集して、進行する。</p>
<p>（町内会長会）</p> <p>第19条 町内会長会は、協議会の理事会において、決議された事柄および事業に協働する。</p> <p>2 町内会長会については、町内会長会規約に定める。</p> <p>3 町内会長会は、代表が招集して、進行する。</p> <p>4 町内会長会で協議した事項は副代表が議事録を作成して保管する。</p>	<p>（町内会長会）</p> <p>第 19 条 町内会長会は、協議会の理事会において、決議された事柄および事業に協働する。</p> <p>2 町内会長会については、町内会長会規約に定める。</p> <p>3 町内会長会は、代表が招集して、進行する。</p> <p>4 町内会長会で協議した事項は副代表が議事録を作成して保管する。</p>

会則（現行）	会則（改定）
<p>（まちづくり計画推進会議）</p> <p>第20条 まちづくり計画推進会議は、志津まちづくり計画書を着実に実現し、定期的にその成果を評価し、必要な計画の見直しを実行することを目的とする。</p> <p>2 まちづくり計画推進会議は、三役とプロジェクトリーダー、町内会長会代表と副代表および各種団体の責任者をもって構成する。ただし、会長が必要と認めた場合はその他の役員およびプロジェクトメンバーも加わることができる。</p> <p>3 まちづくり計画推進会議の議長は、会長が務め、副議長は、会長が指名した副会長が務める。</p> <p>4 まちづくり計画推進会議は、次の各号に掲げる事項を協議する。</p> <p>(1)単年度事業計画がまちづくり計画に連動していることの精査</p> <p>(2)まちづくり計画の定期的（基本的には毎年度）な評価と反省</p> <p>(3)まちづくり計画推進会議に属する専門委員会に関する事項</p> <p>(4)その他、プロジェクトの運営に関する事項</p> <p>5 まちづくり計画推進会議は、議長が招集して、進行する。</p> <p>6 まちづくり計画推進会議で協議した事項は議事録を保管する。</p> <p>（志津学区防災本部）</p> <p>第21条 志津学区防災本部(以下、「本部」という)は、災害発生時及び平常時の防災活動を着実に実施することを目的とする。</p> <p>2 本部の運営は「志津学区防災本部規約」に定める。</p> <p>（事務局）</p> <p>第22条 協議会の円滑な運営のための事務を行うために事務局をおく。</p> <p>2 事務局は、事務局長、事務局次長および事務局員で構成する。</p> <p>3 事務局長は、事務局を統括し、センター長を兼務する。</p> <p>4 センター長は、センター運営に関する職務を統括する。</p> <p>5 事務局次長は、事務局長を補佐および事務局長が不在の場合、代行する。</p> <p>6 事務局員の職務は次の通りとする。</p> <p>(1)協議会の運営の事務全般に関すること。</p> <p>(2)センターの管理・運営に関すること。</p>	<p>（まちづくり計画推進会議）</p> <p>第 20 条 まちづくり計画推進会議は、志津まちづくり計画書を着実に実現し、定期的にその成果を評価し、必要な計画の見直しを実行することを目的とする。</p> <p>2 まちづくり計画推進会議は、三役とプロジェクトリーダー、町内会長会代表と副代表および各種団体の責任者をもって構成する。ただし、会長が必要と認めた場合はその他の役員およびプロジェクトメンバーも加わることができる。</p> <p>3 まちづくり計画推進会議の議長は、会長が務め、副議長は、会長が指名した副会長が務める。</p> <p>4 まちづくり計画推進会議は、次の各号に掲げる事項を協議する。</p> <p>(1)単年度事業計画がまちづくり計画に連動していることの精査</p> <p>(2)まちづくり計画の定期的（基本的には毎年度）な評価と反省</p> <p>(3)まちづくり計画推進会議に属する専門委員会に関する事項</p> <p>(4)その他、プロジェクトの運営に関する事項</p> <p>5 まちづくり計画推進会議は、議長が招集して、進行する。</p> <p>6 まちづくり計画推進会議で協議した事項は議事録として保管する。</p> <p>（志津学区防災本部）</p> <p>第 21 条 志津学区防災本部(以下、「本部」という)は、災害発生時及び平常時の防災活動を着実に実施することを目的とする。</p> <p>2 本部の運営は「志津学区防災本部規約」に定める。</p> <p>（事務局）</p> <p>第 22 条 協議会の円滑な運営のための事務を行うために事務局をおく。</p> <p>2 事務局は、事務局長、事務局次長および事務局員で構成する。</p> <p>3 事務局長は、事務局を統括し、センター長を兼務する。</p> <p>4 センター長は、センター運営に関する職務を統括する。</p> <p>5 事務局次長は、事務局長を補佐および事務局長が不在の場合、代行する。</p> <p>6 事務局員の職務は次のとおりとする。</p> <p>(1)協議会の運営の事務全般に関すること。</p> <p>(2)センターの管理・運営に関すること。</p>

会則（現行）	会則（改定）
<p>(3)各会議の運営の事務や調整に関すること。  (4)行政との連絡調整に関すること。  (5)組織・団体・事業者との連絡調整に関すること。  (6)必要に応じてプロジェクトに参画する。  (7)その他、会長が必要と認めたこと。</p> <p>(経費)  第23条 協議会の経費は、会費および交付金、その他の収入をもって充てる。</p> <p>(会計年度)  第24条 協議会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。</p> <p>(監査および報告)  第25条 監事は、会計年度終了後に監査を行い、翌年度の総会に報告するものとする。</p> <p>(情報の公開)  第26条 協議会の総会・理事会の議事録は、公開する。</p> <p>(会議の傍聴)  第27条 総会および理事会を傍聴できる者は、第6条に定める会員とする。ただし、理事会の傍聴は、会長が認めた場合のみとする。</p>	<p>(3)各会議の運営の事務や調整に関すること。  (4)行政との連絡調整に関すること。  (5)組織・団体・事業者との連絡調整に関すること。  (6)必要に応じてプロジェクトに参画する。  (7)その他、会長が必要と認めたこと。</p> <p>(経費)  第23条 協議会の経費は、会費および交付金、その他の収入をもって充てる。</p> <p>(会計年度)  第24条 協議会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。</p> <p>(監査および報告)  第25条 監事は、会計年度終了後に監査を行い、翌年度の総会に報告するものとする。</p> <p><u>(顧問、参与)</u>  第26条 <u>本会に顧問、参与を置くことができる。</u>  <u>2 顧問および参与は、理事会の承認を得て、会長が委嘱する。任期は、役員</u>  <u>の任期に準ずる。</u>  <u>3 顧問および参与の職務は次のとおりとする。</u>  <u>(1)顧問は、会長からの要請に応じて、助言および意見を述べる。</u>  <u>(2)参与は、会長からの要請に応じて、次の事項の協議に加わり協力する。</u>  ① <u>市・県・国に要望する事項等</u>  ② <u>事業内容および、事業推進に関する事項等</u></p> <p>(情報の公開)  第27条 協議会の総会の議事録は、公開する。</p> <p>(会議の傍聴)  第28条 総会および理事会を傍聴できる者は、第6条に定める会員とする。ただし、理事会の傍聴は、会長が認めた場合のみとする。</p>

会則（現行）	会則（改定）
<p>（雑則）</p> <p>第 <del>28</del> 条 この会則に定めるもののほか、協議会の運営に関する必要な事項は、理事会で協議のうえ別に定める。</p> <p>付 則</p> <p>この会則は、平成 23 年 12 月 17 日から施行する。</p> <p>この会則は、平成 24 年 4 月 9 日から施行する。</p> <p>この会則は、平成 25 年 5 月 11 日から施行する。</p> <p>この会則は、平成 26 年 4 月 26 日から施行する。</p> <p>この会則は、平成 27 年 4 月 25 日から施行する。</p> <p>この会則は、平成 28 年 4 月 23 日から施行する。</p> <p>この会則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>この会則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>この会則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>この会則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>この会則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。</p>	<p>（雑則）</p> <p>第 <u>29</u> 条 この会則に定めるもののほか、協議会の運営に関する必要な事項は、理事会で協議のうえ別に定める。</p> <p>付 則</p> <p>この会則は、平成 23 年 12 月 17 日から施行する。</p> <p>この会則は、平成 24 年 4 月 9 日から施行する。</p> <p>この会則は、平成 25 年 5 月 11 日から施行する。</p> <p>この会則は、平成 26 年 4 月 26 日から施行する。</p> <p>この会則は、平成 27 年 4 月 25 日から施行する。</p> <p>この会則は、平成 28 年 4 月 23 日から施行する。</p> <p>この会則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>この会則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>この会則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>この会則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>この会則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p><u>この会則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。</u></p>

## 第2号議案 令和8年度役員承認

(1) 会則第9条に基づき、令和8年度(令和8年4月1日より)の役員体制を次のとおり選出します。

会長、副会長、事務局長、プロジェクトリーダーは、次のとおり

役職名	氏名
会長	宇野 敬造
副会長	我孫子 清章
副会長	木村 隆文
事務局長	政川 純子
楽座プロジェクトリーダー	奥村 美佳
福祉プロジェクトリーダー	伴野 義幸
里地里山プロジェクトリーダー	山元 義宣
地域見守りプロジェクトリーダー	田淵 進
防災プロジェクトリーダー	林 文男
DX プロジェクトリーダー	佐々木 昭彦

※監事については、令和8年度以降に選出します。

理事については、次の通り選出します。

但し、町内会長会よりの理事は、令和8年度の町内会自治会会長確定後に選出します。

組織・団体名	氏名
志津社会福祉協議会	寺尾 信一
志津地区民生委員児童委員協議会	奥村 嘉英
志津地区体育振興会	奥村 紀樹
町内会長会	

(2) 会則第 26 条に基づき顧問、参与を次の通り承認を求めます。

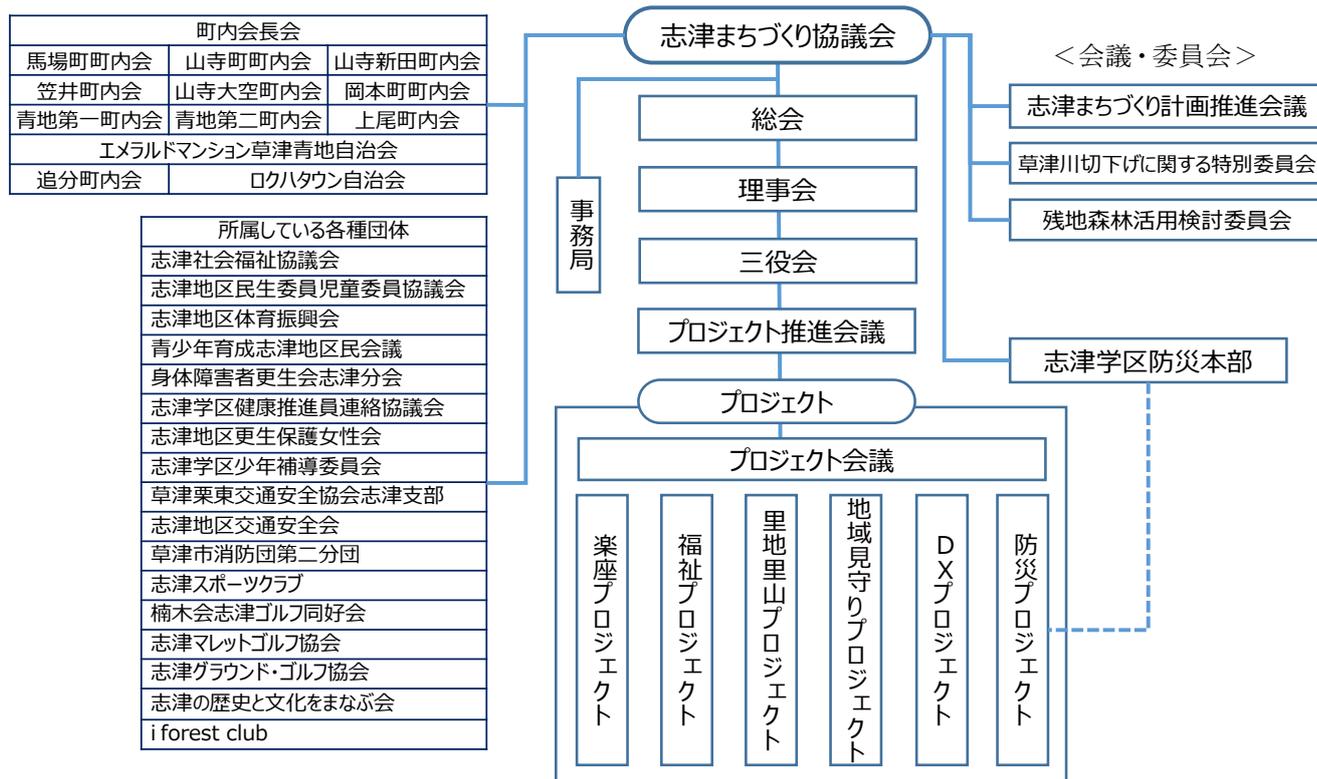
顧問	奥村 次一
参与	奥村 芳正
参与	西垣 和美
参与	服部 利比郎

※顧問、参与の承認後に会長より委嘱する。

# 第3号議案 令和8年度事業計画（案）

## 1. 事業方針

令和8年度から12年度の5年間第4次志津まちづくり計画がスタートします。そのため、令和7年度に策定した志津まちづくり計画の新しい基本理念「誰もが志津に暮らして良かったと感じるまち」の実現に向けて4つの基本方針①支え合えるまち、②安全で安心なまち、③自然とともに学び・育むまち、④つながりのあるまちを柱に沿って活動を推進してまいります。そのために一人ではできないこともつながればできることを大切に連携から生まれるまちづくりを目指していきます。特に6つのプロジェクト同士の連携や12の町内会・自治会との連携から生まれるまちづくりを目指していきます。



令和8年度からの組織体制図

## 2. 町内会長会

### 【活動方針】

各町内会・自治会が安全安心で豊かな住みよいまちづくりを推進していくために志津まちづくり協議会と連携して、行政機関に要望する事項の具申書を集約することや志津まちづくり協議会の活動を各町内会・自治会に促進することを目的とします。

### 【活動内容】

実施予定日	実施内容	場所	参加予定
毎月1回	定例会で次の事項を協議、確認します。 ・志津まちづくり協議会の活動促進 ・行政機関に要望する事項の具申 ・高齢者健康長寿まちづくりの助成交付 ・志津人権教育推進協議会の取り組み ・町内会・自治会の人権学習懇談会の実施 ・防犯灯/防犯カメラ等の補助金交付窓口 ・学区一斉防災訓練の取り組み	志津まちセン	15名/回

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自主防災会活動助成交付</li> <li>・ふれあい推進活動助成交付</li> <li>・その他、必要な事項について</li> </ul>		
--	---	--	--

### 3. 楽座プロジェクト

#### 【活動方針】

楽座プロジェクトでは、喜びや楽しさを実感できる交流機会を創るため、志津まちづくりセンターやロクハ公園など地域の拠点を活用し、新たな活動が生まれる場を創ります。年齢や立場を超えて、誰もが自由な発想でいきいきと活躍できる関係づくりを重視します。交流の輪を広げるなかで、次代を担う新しい人材の発掘やまちづくりに主体的に関わる仲間づくりを目指します。

#### 【活動内容】

事業名	<b>楽座マルシェ</b>		
志津で自分の特技ややりたいことを披露する場を、マルシェでの販売という形で提供し、地域住民との交流を図る。今年度は防災プロジェクトと共催した「防災マルシェ」を開催し、交流と学びを融合させて楽しみながら防災を身近に感じられる機会とする。そして日常的なつながりを深め、災害時に手を取り合える関係づくりのきっかけとする。センターを利用する機会がなかった人にも来てもらえるきっかけとしてマルシェを位置づけ、地域の仲間づくりを通して地域活動への関心を高め、継続的な交流が生まれる地域コミュニティの形成を目指す。			
実施予定日	実施内容	場所	参加予定
R08/07/25	防災マルシェ(夏休み子ども居場所事業)	志津まちセン	約 200 名
R08/08	子どもマルシェ	志津まちセン	約 100 名

※志津まちセン：志津まちづくりセンターを示す。

事業名	<b>楽座チャレンジ</b>		
志津のフィールドに地域住民同士が好きな事ややってみたい事を共有し、交流するワークショップを開催する。ワークショップで提案されたアイデアや企画をプロジェクトがサポートし、企画の実施やまちづくり協議会への提案を行い、地域に関わる人を増やす。企画の実施において、センターとともに貸館の手配や企画の告知等のサポートをおこなう。			
実施予定日	実施内容	場所	参加予定
R08/05、R09/02	志津を楽しくする 100 のプロジェクト	志津まちセン	各 10 名
随時	楽座チャレンジ企画	志津まちセン	各 10 名

事業名	<b>夏休み子ども居場所事業</b>		
毎年実施されている夏休み子ども居場所事業をセンター共催として実施する。地域住民を中心に、60分～90分の枠で「書道」「ダンス」「昔の志津の様子」「ゲーム」「自然とふれあう」など子どもたちに学びや体験を提供する「1コマ先生」を募集する。人材発掘や交流を通して志津のまちづくりに関わる人を増やす。			
実施予定日	実施内容	場所	参加予定
R08/07/22～07/28	夏休み子ども居場所授業「1コマ先生」	志津まちセン	約 200 名

事業名	<b>第 36 回志津ふれあい広場</b>		
志津まちづくり協議会の基本理念（誰もが志津に住んで良かったと感じるまち）を目指しロクハ公園を交流の広場とすることで、それぞれが持つ魅力(Seed)を育て、さらなる活性化を図ることを目的に全プロジェクト合同事業として開催します。			

実施予定日	実施内容	場所	参加予定
R08/11/08 上記が中止の時 (R08/11/15)	ロクハ公園で次のエリアに分けて実施します。 野外ステージ、地域出店、マルシェ、スポーツ体験、遊びエリア等	ロクハ公園	学区全域
R08/08/29 R08/09/26 R08/10/31 R08/11/28	実行委員会を開催	志津まちセン	約 30 名

#### 4. 福祉プロジェクト

##### 【活動方針】

福祉プロジェクトでは、まずは高齢化により、孤立や認知症支援など福祉課題が多様化していることから、地域で解決していく「地域共生型」を目指します。そして、障がい者の関係施設を大切なパートナーとして位置づけ、障がい者の地域参加を推進します。町内会の福祉課題にも寄り添うことに努めて、担い手の育成にも注力します。地域の福祉力を「当たり前の日常」として高めて、持続可能な支え合いの仕組みづくりを目指します。

##### 【活動内容】

事業名	高齢者健康長寿まちづくり		
高齢化社会にあって、認知症や孤立化、老々介護等の課題に対して各町内会・自治会へ補助金を支給し、町内会・自治会による高齢者の健康長寿のまちづくり事業に貢献します。また、日頃より、地域の高齢者福祉に活動している関係者との意見交換、交流をし、高齢者福祉の活動の参考になるよう交流研修会を開催します。今年度は一人暮らし高齢者のアンケート結果について、話し合いを実施します。			
実施予定日	実施内容	場所	参加予定
R08/06/13	次の関係組織と連携して、地域の実情に合った高齢者福祉の推進のための意見交換会 ・町内会長、民生委員児童委員、福祉推進委員、地域サロンなど	志津 まちセン	町内会長 他、関係団体
R08/09	各町内会・自治会で実施して頂く	各会場	町内会毎

事業名	ぷらっと茶屋 居場所づくり		
志津まちセンの交流スペースを活用して、実行委員会形式でカフェを運営します。誰もがぷらっと立ち寄れて、交流が出来たり、家庭や仕事場以外の居場所づくりを目指し、孤立化防止や地域との繋がりを作っていきます。発展系として、センター以外の学区内の居場所づくりとして、ぷらっと茶屋のノウハウを活かして、希望する町内会でのカフェ開設や運営を支援します。			
実施予定日	実施内容	場所	参加予定
毎火木土	交流サロンでカフェを運営(10:00～15:30) 年に数回は企画イベントを開催します。	志津まちセン	200 名/月
未定	希望する町内会の開設準備等の支援	町内会会場	

<b>事業名</b>	<b>志津くすのきレストラン</b>		
ボランティアスタッフによる実行委員会形式で子ども食堂を運営します。地域の子どもや子育て家庭の居場所となるよう参加しやすい雰囲気を作って、地域で見守り、育てていく場にしていきます。参加条件を限定せず、高齢者等も含め、美味しい食事を通して誰もが参加できる場としていきます。			
<b>実施予定日</b>	<b>実施内容</b>	<b>場所</b>	<b>参加予定</b>
随時	実行委員会	志津まちセン	約 20 名
毎月 3 土	志津くすのきレストラン(子ども食堂)を実施	志津まちセン	50 名/回
R08/07	7/22～28 子ども居場所期間で 1,2 回提供	志津まちセン	50 名

<b>事業名</b>	<b>健康ひろば(まちの保健室)</b>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・毎月第 3 火曜日に健康チェックを実施し、より広く健康への関心をもって頂く。定期的に血圧、血管年齢、握力を測定し記録していくことで身体の状況を知り、病気予防や介護予防に繋がり、健康寿命の延伸に繋がる。特に、健康の専門家である保健師に相談できることで、定期的な計測への意識が高まる。昨年度好評であった、薬局の方とのコラボで、薬剤師による健康相談を実施し、健康への知識を高めていく。</li> <li>・健康けん玉体験事業、健康チェックの日と併せて、大人向けの健康けん玉講座を実施し、楽しんで健康になる講座とする</li> </ul>			
<b>実施予定日</b>	<b>実施内容</b>	<b>場所</b>	<b>参加予定</b>
毎月 3 火	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ぱらっと茶屋開催に併せて、市地域保健師との健康相談や血圧、血管年齢等を計測</li> <li>・健康けん玉体験講座開催</li> </ul>	志津まちセン 交流サロン	約 20 名

<b>事業名</b>	<b>認知症があっても安心なまち</b>		
高齢者が増加していく中で、認知症の対策は重要な地域の課題である。認知症があっても安心して住み続けられるまちを目指す志津地域として、誰もが認知症への正しい理解を持つことが必要。そのための研修や予防講座、地域安心声かけ訓練といった町内会での御協力のもと、地域全体での取り組みを実施する。			
<b>実施予定日</b>	<b>実施内容</b>	<b>場所</b>	<b>参加予定</b>
6,9,12月	ほほえみ(認知症)カフェ開催	志津まちセン	約 10 名
通年	認知症サポート養成講座(町内会への出前講座)	町内会会場	約 40 名
R08/10	認知症サポート養成講座(青地第 2 町内会)	青地第 2 会議所	約 30 名
R08/10/24	地域安心声掛け訓練(青地第 2 町内会)	青地第 2 会議所	約 40 名
R08/10	フレイル予防講座(健康推進委員協賛)	志津まちセン	約 50 名

<b>事業名</b>	<b>まめタク利用促進</b>		
交通不便地がある地域の移動の手段確保をすることで、暮らしの利便性向上や高齢者の閉じこもり予防としていく。継続して、更なる利用の促進や他の不便地についても、現状把握や声を収集していき、検討していく。			
<b>実施予定日</b>	<b>実施内容</b>	<b>場所</b>	<b>参加予定</b>
年間	駅ルートや巡回ルートへの利用促進と、他の不便地の実態調査やヒヤリング	学区内	対象地域

事業名	<b>緊急医療情報キット「安心のバトン」</b>		
学区内の高齢者・障害をお持ちの方を対象に安心のバトンをお届けしていきます。緊急(110,119)通報の時、救急隊の方が冷蔵庫(近辺含む)にあるバトンを見て、持病・緊急連絡先・かかりつけ医などを参考にして救助時の情報にする全国的な取り組み。			
実施予定日	実施内容	場所	参加予定
年間	高齢者・障害をお持ちの方を対象にその都度、安心のバトンを配付	学区内	対象の方

事業名	<b>その他地域福祉に関する事業</b>		
志津社会福祉協議会は、地域の福祉活動計画「ふれあい、支え合い、住み続けたいまち」を促進するため、福祉プロジェクトの事業として活動を進めていきます。具体的には、 (1)高齢者障害者との交流ふれあいサロン (2)高齢者の福祉対策支援 (3)地域福祉交流会 (4)お互い様のまちづくり を実施していきます。			
実施予定日	実施内容	場所	参加予定
R08/06	高齢者障害者との交流ふれあいサロン(1) 郊外研修(施設や由緒ある歴史館等見学)	県内又は 周辺市	45名
R08/12	高齢者障害者との交流ふれあいサロン(2) 余興を交えて楽しい雰囲気でお睦まじい時間を過ごす	志津まちセン	80名
R08/07 R08/10	高齢者障害者との交流ふれあいサロン(3) 4,5歳の園児と七夕交流と秋の集いを行う	志津保育園 あおじ保育園	120名
年間	高齢者の福祉対策支援 70歳以上一人住まいの方に誕生祝品贈呈	学区内	270名
R08/06 R09/02	地域福祉交流会、福祉推進委員で企画して福祉の地域課題や意見交換を行う。	志津まちセン	40名
R08/10	障害者支援・交流会、障害者の地域参加支援	障害者施設等	10名
年間	お互い様のまちづくり、居場所づくりの推進のため交流サロンを活用して福祉プロジェクト事業と連携していく。また、先進地視察を行い新たな情報を取り入れていく。	志津まちセン 郊外	25名
年間	高齢者つながりサポート、一人暮らしアンケート結果の検討	志津まちセン	10名

## 5. 里地里山プロジェクト

### 【活動方針】

里地里山プロジェクトでは、志津に残る貴重な自然環境である「里地里山」を持続的に活用することで、地域の自然環境の保全・循環型社会の構築・地域住民の参加・人材育成を同時に実現することを目的とします。

また、里地里山の価値を学区内外に発信し人々が自然と関わりながら学び・働き・育つことができる場を創出し、長期的かつ地域に根ざした活動の基盤を整備することで、持続可能な地域づくりを推進します。

※里地里山の活動は、馬場町 112 他の山林・田畑を借地して馬場ベース拠点とします。

### 【活動内容】

事業名	志津里山自然学校		
自然体験活動を通じて、自然と人とのふれあいや環境について学習し、率先して環境に良い行動がとれる地域住民が増えていくことをめざします。また、経験したことを活かして地域リーダーとなり地域の自然を守り次世代に継承できる人材の育成をめざします。			
実施予定日	実施内容	場所	参加予定
R08/05/09	開校式・森であそぼう・森でまなぼう	馬場ベース	約 70 名
R08/06/06	ホタルと友だちになろう	馬場町付近	約 70 名
R08/09	ジュニアリーダー養成講座	馬場ベース	約 10 名
R08/10/24	みんなで伐採にチャレンジ！	馬場ベース	約 70 名
R08/12/05	みんなで薪作りにチャレンジ！	馬場ベース	約 70 名
R09/01/23	みんなで壁新聞を作ろう	志津まちセン	約 70 名
R09/02/27	閉校式	馬場ベース	約 70 名
随時	運営委員会は都度開催	志津まちセン	約 30 名

事業名	里山整備事業		
活動拠点の整備を継続することで、地域が学び・使い・守る里山にしたい。また、森林整備で間伐した木材を活用し、キャンプ薪や椎茸の販売を行い循環型の里山とする。			
実施予定日	実施内容	場所	参加予定
年間	林道整備・間伐・キャンプ薪 & 薪棚づくり キャンプ薪・椎茸原木・椎茸の販売	馬場ベース	PJ メンバー

事業名	志津野良仕事楽校		
休耕地を借り、野菜作りを通して里地里山の自然循環を学びながら地域との交流を行い、収穫した野菜を団体や地域の方に無償もしくは低価格にて提供し、地域活動へ貢献し活性化につなげていくことを目指す。地域特産品の開発と販売や情報発信と販売計画および収支管理ができる組織作りをめざす。			
実施予定日	実施内容	場所	参加予定
年間	野菜づくり・収穫した野菜の無償提供と販売	馬場町の畑 3	約 15 名
R08/04～	夏野菜の種まき・苗づくりから収穫、畑の手入れ		約 15 名
R08/08～	冬野菜の種まき・苗づくりから収穫、畑の手入れ		約 15 名

## 6. 地域見守りプロジェクト

### 【活動方針】

地域見守りプロジェクトでは、地域の子どもたちが安全・安心に通学できる環境づくりを最重要課題として、地域が一体となった見守り活動の充実と交通安全と防犯の意識の向上を図ります。あわせて、PTA 解散後による志津小 110 番実行委員会との連携も含めて、地域主体の見守り体制の確立を目指します。

### 【活動内容】

事業名	通学路見守り事業		
小中学校の通学路の安全安心に関する情報交換や問題解決に向けて関係する団体・学校と連携しながら取り組んでいきます。前年度の通学路の危険箇所をベースに解決策の検討を継続します。そして、通学路の安全確保や見守り活動は地域が関わることにより強めていきます。引き続き、犯罪と事故のないまちを目指します。			

実施予定日	実施内容	場所	参加予定
R08/04	小学新1年生交通安全指導と見守り	通学路	入学児童
R08/05	中学新1年生自転車交通安全指導と見守り	高穂中	入学児童
R08/08	通学路点検(小中学校)	小中学校	約10名
R09/01	今年度総括/次年度計画PJ会議	志津まちセン	PJメンバー

事業名	高齢者見守り事業		
高齢者を中心として詐欺事件が社会問題になっていることから詐欺や空き巣による高齢者の被害を事前に防止する講習会を開催して、被害に遭わないまちづくりを目指します。			
実施予定日	実施内容	場所	参加予定
R08/06	特殊詐欺防止講習会 (講師:草津市警察署地域課)	志津まちセン	約50名
年1回	防犯カメラの維持管理	志津まちセン	PJメンバー

## 7. 防災プロジェクト

### 【活動方針】

防災プロジェクトでは、「志津学区防災計画」に沿って取り組んでいくことを基本として、各町内会と連携して「防災対応能力の向上」に努めていきます。そのためには、自らの安全を守るための訓練・研修、防災リーダーの育成を推進していきます。また、発災時の迅速な情報収集や「地域防衛力」「学区防災体制」の確立を目指します。

※地域防衛力とは、(自助)住民自身、(共助)地域住民、(公助)自衛消防・自治体支援をいう。

### 【活動内容】

事業名	地域防災力向上事業		
志津学区防災計画および志津学区防災本部規約に基づき、災害に強いまち、志津に暮らして良かったと感じるまちを目指し、防災研修会や防災訓練を通じて、地域防災力の向上に努めていきます。			
実施予定日	実施内容	場所	参加予定
R08/06/20	防災研修会(町内会・自治会と合同)	志津まちセン等	約50名
R08/07/25	防災マルシェ(夏休み子ども居場所事業)	志津まちセン	約200名
R08/11/29	学区一斉防災訓練	志津まちセン	約200名
年4回開催	町内会防災委員合同会議	志津まちセン	約50名
年間	防災資材の整備	志津まちセン	PJメンバー
年間	町内会への防災研修の講師派遣	派遣会場へ	PJメンバー

## 8. DXプロジェクト

### 【活動方針】

DXプロジェクトでは、第3次で整備した情報発信インフラ基盤を活用して、地域DXを推進することで情報発信力と利便性を高め、住民のまちづくり参画を促進し、あわせて高齢者や誰もが利用しやすい情報環境づくりを目指します。

### Digital Transformation(DX)の定義

私たちはDXをまちづくりのニーズや価値観の変化を的確に捉え、データやデジタル技術を活用して、情報発信や各種サービスの利便性を高める取組と定義します。あわせて、事業の進め方や組織体制、役割分担、町内会・自治会や地域団体との関係を見直し、より効果的で持続可能なまちづくりの仕組みを確立していくことを目指します。

### 【活動内容】

事業名	まちづくり通信の発行		
協議会の事業や活動を紙媒体とデジタル媒体を相互に連携させながら発信し、より多くの住民に分かりやすく届けることで、地域活動への関心と参加意欲の向上を図る。また、紙面コンテンツの制作においては編集体制の見直しを行い、オンラインツールを活用した情報共有や役割分担の明確化により、効率的かつ質の高い広報活動につなげる。			
実施予定日	実施内容	場所	参加予定
R08/07/01 R08/10/01 R09/01/15 R09/04/01	季刊紙として年4回発行(全戸配付) ※各発行前にDXプロジェクトで編集会議を行う。	志津まちセン	学区全域配付

事業名	LINEを活用した地域情報ツールの導入		
協議会のLINE公式アカウントを活用し、まちづくり協議会や町内会が情報発信や連絡手段として活用できる地域情報ツールのインフラ整備を進める。今年度は初年度の取り組みとしてプロトタイプの実装を行い、運用を通じて課題を整理し、今後の展開につなげる。			
実施予定日	実施内容	場所	参加予定
R08/07	ツールの活用範囲検討と取り纏め		PJメンバー
R08/10～	LINEを活用したシステムの試験運用開始 各種予約申し込みシステムの実装 マップツールの活用(各プロジェクトと連携)	オンライン	利用者

事業名	IT活用研修		
高齢者を中心とした住民を対象に、デジタル機器や情報ツールの利用に関する講習会を強化し、町内会と連携しながら身近で参加しやすい学習機会の提供を進める。また、ぷらっと茶屋と連携し、日常的にデジタルに関する相談ができる体制を引き続き継続することで、誰もが安心して情報を得られる環境づくりにつなげる。			
実施予定日	実施内容	場所	参加予定
通年で実施	地域みまもりプロジェクトと共催セミナー開催	志津まちセン	3名/日
年4回予定	町内会開催4カ所/年(サロンなど)	町内会会場	10名/回
月1回予定	ぷらっと茶屋での相談会	志津まちセン	数名

事業名	インターネット環境維持管理		
センター利用者が快適にネット環境を利用することができるようWiFiの維持管理を行ないます。			
実施予定日	実施内容	場所	参加予定
随時	安全なインターネット接続環境の運用と維持	志津まちセン	利用者

## 9. 会議関係

会議名称	開催頻度	協議内容	出席対象者
総会	年 1 回 R08/05/30 13:30～	会則第 14 条に定める内容 ・昨年度決算、 ・当年度補正予算 ・当年度事業報告 ・翌年度事業計画/予算	代議員
理事会	半期に 1 回 必要により R08/05/16 13:30～	会則第 15 条に定める内容 総会議案	理事
三役会	月 1 回	会則第 16 条に定める内容 今年度の事業運営全般について	三役
プロジェクト 推進会議	四半期に数回	会則第 17 条に定める内容 主に各プロジェクトの計画と進捗および 予算と決算に関する事項	三役 各 PJ リーダー
プロジェクト会議	随時	会則第 18 条に定める内容 主にプロジェクトの計画と実施・報告お よび予算と決算に関する事項	PJ リーダー PJ メンバー
志津まちづくり 計画推進会議	年数回	第 4 次まちづくり計画の進行管理	推進委員
草津川切下げ 特別委員会	必要により	草津川切下げおよび区間 6 整備事業 に伴う交通の利便性の検討と要望	特別委員
残地森林活用 検討委員会	必要により	新志津運動公園の移設先の残地森 林の保全と活用に関する検討と要望	検討委員
市長とまちづくり トーク	年 1 回	市長とまちづくりに関するトーク (まちづくりと行政との連携を強める会議)	必要メンバー
会計監査	R08/05	昨年度の収支決算の会計監査	R7 監事、会計
	R08/11 R09/05	今年度上期の収支決算の会計監査 今年度下期の収支決算の会計監査	R8 監事、会計

上記の会議の開催場所は、志津まちづくりセンター

PJ：プロジェクト

## 10. 事務局関係業務

予定日	業務内容
年間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・まちづくり協議会全般の運営に関する業務</li> <li>・まちづくり協議会経理業務、職員の給与計算等の業務、労務関係</li> <li>・市まちづくり協働課へ一括交付金の申請、実績報告業務</li> <li>・市まちづくり協働課へ地域課題解決応援交付金の申請・実績報告業務</li> <li>・各プロジェクト事業の補助業務</li> <li>・まちづくりセンター指定管理業務（施設維持管理、講座等の開催等）</li> <li>・センター業務月次・年次事業報告書等の提出</li> </ul>
年間 随時	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「志津まちづくりセンター」のホームページの更新 （掲載内容）まちづくり協議会の推進および、各町内会・自治会、組織・団体等の活動状況報告、センター開催講座等</li> </ul>

## 11. センター指定管理業務

### ◆講座

事業名	開催日	内容	募集定員
ときめきクラブ 60歳以上の高齢者講座	毎月3金 (3月は第1金) 8回	13:00～14:20 一般教養講座 14:30～16:00 サークル活動 ※サークル講師は5名 R08/06/20 社協と共催講座を実施	50名
スキルアップ講座	R08/未定	Canva 講座 講義と実践形式の連続講座	10名
	R08/8頃	陶芸講座 地元の土を使って手作り品を制作	10名
健康講座	R09/01/30	楽しく味噌づくりを行う講座	15名
人権講座	R08/07/25 R09/01/30	第1回人権講座 第2回人権講座	各回 80名
夏休み 子ども居場所づくり	R08/07/22 ～R08/07/29	AM 自主学習 PM ワークショップ体験 (福祉・楽座 PJ 共催事業) 夏休み絵画広場 (志津地区交通安全会と共催)	30名程

### ◆その他

事業名	開催日	内容	参加予定
センター大掃除	R08/06/27 R08/12/12	利用団体関係者の協力による センター一斉大掃除・消防訓練	利用団体
避難訓練・消防訓練	R08/06 R09/01	机上訓練(マニュアルの確認) 実技訓練	事務局職員 利用団体

◇スカイウェル（電位治療イス）、空調機器・エアコン、自動ドア等のメンテナンス業務

# 第4号議案 令和8年度収支予算（案）

《収入の部》

一般会計収支予算（案）

単位：円

事業項目	予算額	前年度当初予算	付記	
会費	1,465,000	1,530,000	2,930世帯×@500-	
雑収入	50,000	150,000	講座受講料・備品貸出料・参加費・利息他	
事業費	市一括交付金	4,766,000	4,766,000	R8年度草津市一括交付金(事業費分)
	課題解決交付金	1,000,000	1,500,000	R8年度草津市課題解決交付金
事務費	職員雇用経費分	3,188,000	3,022,000	R8年度草津市一括交付金(職員雇用経費分)
事務局運営費	まち協運営費分	300,000	300,000	R8年度草津市一括交付金(まち協運営費分)
繰越金	0	0	前年度の繰越金	
収入合計	10,769,000	11,268,000		

《支出の部》

単位：円

担当	事業項目	項目計	予算額	前年度当初予算	付記	
町内会長会	町内学習懇談会	565,000	65,000	62,000	町内学習懇談会助成金	
	防犯灯設置助成		40,000	40,000	防犯灯助成金を実績ベースに予算	
	自主防災会活動助成		180,000	180,000	各自主防災会活動助成金	
	ふれあい推進活動助成		180,000	180,000	各町内のふれあい推進活動の助成金	
	町内会長会研修費		100,000	100,000	町内会長会等研修会経費および参加費	
楽座プロジェクト	楽座マルシェ,楽座チャレンジ	145,000	82,000	94,000	楽座マルシェ,楽座チャレンジ事業の運営費	
	夏休み子ども居場所事業		63,000	59,000	夏休み子ども居場所事業の運営費	
	第36回志津ふれあい広場	1,192,000	1,192,000	1,000,000	ふれあい広場実行委員会予算	
福祉プロジェクト	健康長寿	715,000	高齢者健康長寿まちづくり	640,000	町内会長会が担当	
			健康ひろば(まちの保健室)	15,000	65,000	健康ひろば運営費 (前年度予算には健康フェア・パパママカフェを含)
	地域福祉	645,000	地域福祉の推進	55,000	55,000	安心のバトン,認知症があっても安心なまち,まめタク利用促進事業計
			その他福祉に関する事業	572,000	579,000	志津社会福祉協議会へ委託
居場所事業	志津くすのきレストラン	110,000	110,000	100,000	実行委員会形式で運営	
里地里山プロジェクト	志津里山自然学校	120,000	120,000	120,000	里山自然学校運営委員会予算	
	志津野良仕事楽校	170,000	170,000	170,000	志津野良仕事楽校の運営費	
地域見守りPJ	通学路見守り,高齢者見守り事業	100,000	100,000	100,000	通学路見守り,高齢者見守り事業の運営費	
防災PJ	地域防災力向上事業	180,000	180,000	180,000	地域防災力向上事業の運営費	
DXプロジェクト	まちづくり通信の発行	732,000	500,000	600,000	まちづくり通信広報費等	
	上記以外のDXPJの事業		232,000	150,000	LINEを活用した地域情報ツールの導入,IT活用研修, インターネット環境維持管理の運営費	
団体交付金	対象10団体	700,000	700,000	660,000	民児70,体振60,青少280,健推60,更女20,交安50 マレット40,Gゴルフ40,志歴史60,自主20[千円]	
交付金による運営費	まち協職員雇用経費	3,188,000	3,188,000	3,022,000	職員雇用に係る経費	
	まち協事務局運営費	300,000	300,000	300,000	各会議等諸経費,事務消耗品,ボランティア保険	
本部運営費	研修会開催・参加経費	1,907,000	100,000	100,000	先進地視察研修会等の開催、参加経費	
	運営管理費		550,000	550,000	役員手当	
	課題解決交付金事業		1,000,000	1,500,000	課題解決交付金事業実施による	
	まち協運営費		257,000	662,000	まち協運営および推進に係る経費	
支出合計		10,769,000	10,769,000	11,268,000		

## 令和8年度志津まちづくりセンター指定管理業務収支予算（案）

### 《収入の部》

科目	予算額	内訳
指定管理料	21,847,000	指定管理業務受託料収入
事業収益	42,000	講座受講料収入
雑収入	300,000	コピー機・印刷機使用料収入
収入合計	22,189,000	

### 《支出の部》

科目	予算額	内訳
人件費	15,033,000	職員給与経費(4名分、社保料、福利厚生費含)
業務委託費	1,929,000	夜間管理、機械警備、各種保守点検
諸謝金	120,000	講師謝礼等
印刷製本費	20,000	申請書印刷代等
食糧費	20,000	来客用お茶代
旅費交通費	20,000	職員旅費交通費
燃料費	40,000	公用車ガソリン代
通信運搬費	150,000	電話代、切手代
消耗品費	647,000	事務用・管理用消耗品代
修繕費	100,000	備品・施設修繕料(精算項目)
水道光熱費	1,700,000	電気、ガス、水道代
賃借料	926,000	コピー機・印刷機等リース代
保険料	100,000	施設賠償責任保険、業務災害補償保険他
租税公課	1,309,000	消費税、法人税、県・市民税等
研修費	10,000	研修会参加負担金
支払手数料	65,000	振込手数料、ピアノ調律代
支出合計	22,189,000	

## 報告事項 1 第4次まちづくり計画策定委員会の報告

令和8年度からスタートする「第4次志津まちづくり計画」を策定するため、令和7年度に策定委員会を設置して策定してきましたので、その報告をします。

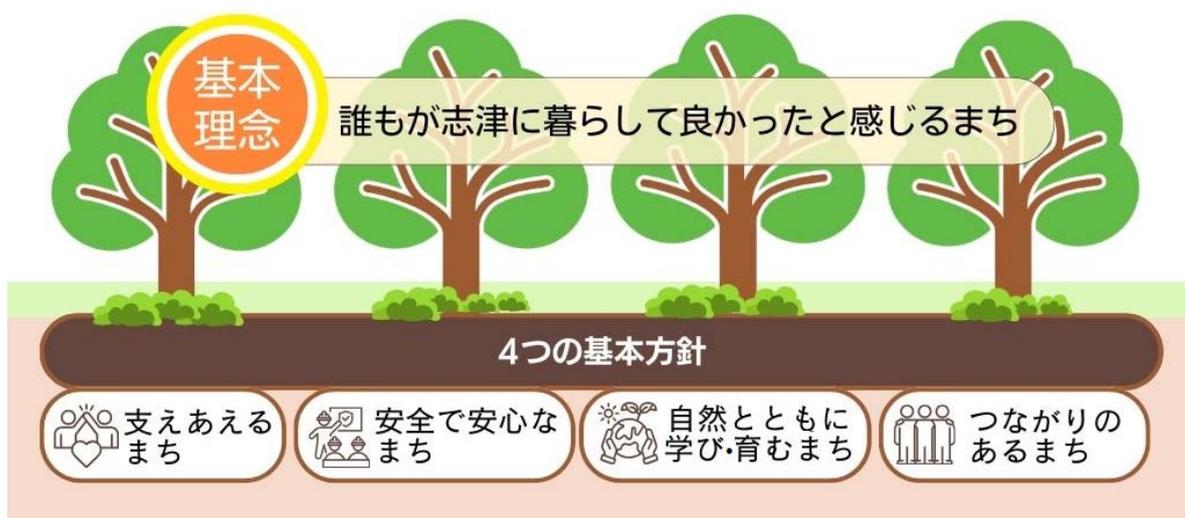
### 1. 策定委員会の経過

第1回策定委員会	6月24日(火)19時	ワークショップの開催①
第2回策定委員会	7月22日(火)19時	ワークショップの開催②
第3回策定委員会	8月26日(火)19時	ワークショップの開催③
プロジェクト推進会議	11月11日(火)19時	ワークショップ実施報告
第4回策定委員会	11月25日(火)19時	アンケート案・計画目次案検討
アンケートの実施	12月1日～20日	インターネット、紙による実施
第5回策定委員会	1月8日(木)19時	アンケート結果、計画案検討①
第6回策定委員会	2月17日(火)19時	計画案検討②・最終案作成
理事会	3月7日(土)	理事会で計画の承認を受ける
定期総会(予定)	3月21日(土)	計画策定について報告

### 2. 第4次まちづくり計画書の骨子と概要

#### (1) 基本理念と基本方針の見直し

年齢や立場に関わらず安心して暮らし、人とのつながりや支え合いを日々の生活の中で実感できるまちづくりを目指し、そして、志津に住むことを誇りに思い、これからも住み続けたいと感じるまちづくりを続けていけるように見直しました。

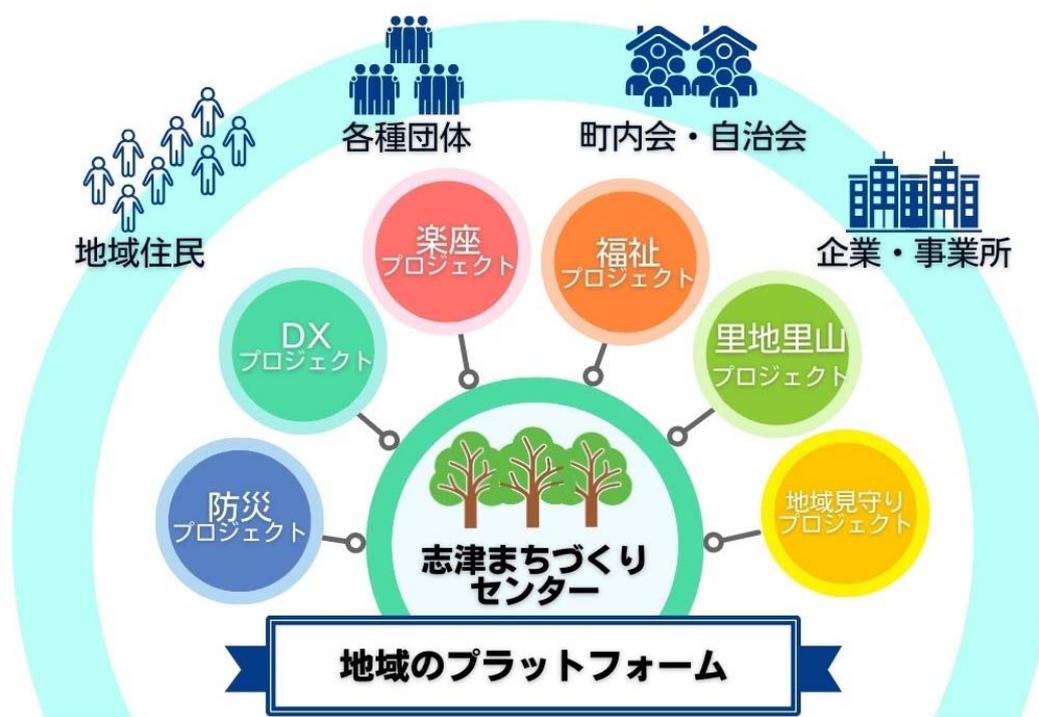


#### (2) 事業の推進体制

志津学区には、さまざまな立場や思いをもつ人や団体が暮らし、活動しています。まちづくりは、そうした住民や町内会・自治会、企業、学校、各種団体などが出会い、思いを共有し、共に考えることから始まります。本協議会は、これらの人や組織をつなぐ「地域のプラットフォーム」として、交流と対話の場を提供します。防災、福祉、見守り、環境、にぎわいづくりなど、分野ごとの活動を結び付け、それぞれの強みを活かしながら、地域全体で課題に取り組む基盤となります。協議会は、何かを一方向的に決める組織ではありません。まちの

調整役として、人・想い・活動をつなぐ「つなぎ役」を担い、情報共有や連携を通じて地域の取り組みを支えます。

第4次からプロジェクト名を一部変更して、6つのプロジェクトの連携と強化を図り、各町内会・自治会および関係団体とより一層連携して推進していきます。



### (3) 進行管理

この計画は5年間に渡ることや予算調整などが伴うことから、年度ごとに事業計画及び予算措置を行い、本協議会の総会に諮った上で事業を実施するものとします。

事業を計画 (Plan) → 実行 (Do) → 評価 (Check) → 改善 (Action) のPDCA手法で行い、実施した事業については本協議会の役員会において評価を行い、以後の事業展開に反映させていきます。今後の志津学区および草津市の状況を踏まえ、計画の実現

性、可能性の変化に対応しながら適宜見直しを行います。

#### (4) 各プロジェクトの方針

##### 楽座プロジェクト

「交流が新たな活力を生み、誰もが楽しめるまちを目指します。」

##### 福祉プロジェクト

「誰もが自分らしく最期まで暮らせるまちを目指します。」

##### 里地里山プロジェクト

「豊かな自然を活かして学び、自然環境を活用できるまちを目指します。」

##### 地域見守りプロジェクト

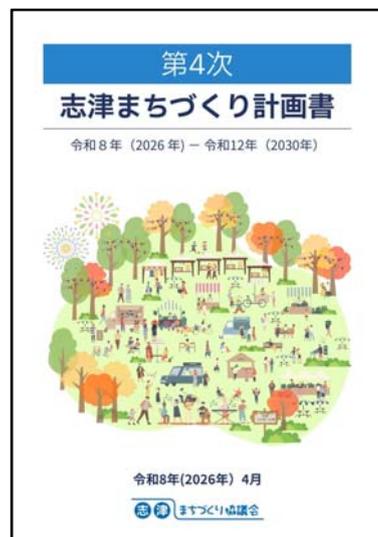
「子どもたちの通学と防犯で安全に安心して暮らせるまちを目指します。」

##### 防災プロジェクト

「防災意識と共助の力で、災害に負けない安心のまちを目指します。」

##### D Xプロジェクト

「D Xにより、情報共有と利便性向上の両立を目指します。」



#### (5) アンケートの実施概要

計画策定にあたり、志津の皆さまの声も参考にして志津の魅力や課題を整理するためにアンケートを実施しました。

実施期間：12月1日～20日 対象：志津学区にお住まいの方

調査方法：アンケート用紙、ウェブアンケート

回答数：186件

回答状況：30代から50代の現役世代が回答者の約6割を占めており、働き盛りや子育て層の声を色濃く反映する結果となりました。

### 3. 第4次まちづくり計画書の公開・閲覧について

第4次志津まちづくり計画書及びアンケートの結果については、志津まちづくり協議会のホームページにて令和8年4月に公開します。

ホームページ URL: <https://www.machikyou.jp/shizu/>

また、各町内会・自治会会長および代議員に配付いたします。

志津まちづくりセンターで閲覧できるようにします。

## 報告事項 2 志津学区まちづくりプラン第 2 期の報告

草津市が主管するまちづくりプランの志津学区版が令和 8 年度から第 2 期がスタートしますので、その報告をします。志津学区まちづくりプランは草津市版地域再生計画における志津学区の将来ビジョンをさらに具現化するため I 生活拠点の形成、II 交通環境の充実、をはじめ、農水産資源・観光資源などの III 地域資源を活かした産業の支援に関する施策を推進します。

以下は、志津学区まちづくりプラン(2期)より抜粋

第 2 期：令和 8 年度～12 年度

### 1. 志津学区の課題

- ・志津学区では人口が増加しており、今後もその傾向は続く予測されています。一方で、市内他学区と比較すると高齢化の進展は緩やかであるものの、今後は高齢化が進んでいくと予測されています。こうした中、高齢者をはじめ、地域で生活するすべての人々が、安心・快適・便利に暮らし続けることができる持続可能なまちづくりを目指し、次の 3 つの視点から志津学区の課題を整理します。

#### 生活環境

- ① 志津学区は、生活利便施設の学区全体の充足度は高い状況となっています。しかし、施設は中心市街地に近い地域ほど多く立地しているため、学区内において地域差があることから、新しくオープンする志津まちづくりセンターを中心とした生活拠点の形成を図ることが重要です。
- ② 人口の増加が予測され、他学区に比べると高齢化の進展は緩やかではあるものの、地域コミュニティの維持は重要な課題であることから、新しくオープンしたまちづくりセンターの利用を促進するとともに、周辺施設等の利活用を検討することが重要です。

#### 交通環境

- ③ 学区内を南北に走る主要地方道大津能登川長浜線には、基幹的公共交通の路線バスが走っており、交通環境は比較的充実しているが、バス交通空白地・不便地も多いことから、これらの地域の交通環境の充実が必要です。
- ④ 学区内を走っているバス路線を利用しやすくし、地域住民の移動手段を確保するため、バス停にサイクル&バスライド等の整備を行い、自転車等でのアクセス利便性の向上を図ることが重要です。

#### 地域資源

- ⑤ 志津学区の南東部には農地が広がり、今後は基盤整備が予定されており、農業における生産性の向上や担い手育成を図るとともに、生産者との連携等により、地域の活性化が重要です。
- ⑥ ロクハ公園は市内外から年間約 80,000 人程度の来客があり、賑わいを創出しています。このことから、ロクハ公園の利活用を検討し更なる地域振興を図ることが重要です。
- ⑦ 志津学区には市内でも数少ない里山や豊かな自然環境が残されています。このことから、里山を中心に関係する機関と連携しながら、地域の活性化を図ることが重要です。

## 2. 基本方針と具体的な施策メニュー

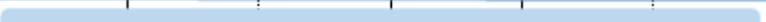
- ・草津市版地域再生計画における志津学区の将来ビジョンを更に具現化するため、生活拠点・交通環境の充実をはじめ、農水産資源・観光資源などの地域資源をより効果的に活かす施策を推進します。

【志津学区の地域再生を具現化する推進計画】

基本方針	将来ビジョン (草津市版地域再生計画)	番号	施策	施策内容	志津学区まちづくり計画との連携(基本方針)
I 生活拠点の形成	地域の生活利便性の向上や地域コミュニティの維持を支える生活拠点の形成を目指します。	①	まちづくりセンターの利活用の推進	「まちづくりセンター」の利活用を促進し、地域住民相互の交流と利用の促進を図る。	・つながりのあるまち
		②	補完公共交通の充実	「まめタク」において、地域住民の生活拠点ゾーンへのアクセス性を確保するとともに、まちづくりセンターの利活用と連携し、生活拠点における基幹交通(駅への交通)との乗り継ぎ利便性の向上を図る。	・安全で安心なまち
II 交通環境の充実	基幹的公共交通や「まめバス」等の補完公共交通の充実を図り、区域内や区域と「まちなか」を結び利便性の高い公共交通を目指します。また、公共交通の利用がしやすくなる環境の整備を目指します。	③	公共交通以外の住民移動サービスの検討	異なる高齢化等による運転免許証の返納や、バス停までの移動の困難化を見据え、既存の公共交通以外の住民移動サービスについて検討を行う。	・安全で安心なまち
		④	ロクハ公園の利活用	ロクハ公園において、地域内の企業や事業所等とも連携し、志津ふれあい広場などのイベントを開催することで、地域コミュニティの活性化を図り、地域への愛着と誇りを育む。	・自然とともに学び・育むまち
III 地域資源を活かした産業の支援	志津学区に存在する様々な地域資源を活かし、実現性の高い地域振興を目指します。	⑤	里山や豊かな自然の利活用	環境保全の重要性を次世代に伝える基盤として、志津学区に隣る里山等の自然を地域資源と捉え、これらの資源を活かし、地域の活性化を図る。そのため、地域主体によるNPO法人等の設立の検討を進める。併せて、市が計画する(仮称)新志津運動公園の整備において、環境学習を始めとした緑地森林の管理・活用等について、市と地域とが連携し、継続的な協議を進める。(第4次志津まちづくり計画書参照)	・自然とともに学び・育むまち

右側の図は次ページに続く

★：市事業、●：民間事業、○：協働事業、■：県事業（要望）

施策の実施主体			短期計画（第2期）						
市 （担当課）	民間 【役割】	地元 【役割】	県	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
○ （まちづくり協働課）		○ 【センターでの地域行事等の開催】		大まちづくりセンターの利活用 					
○ （交通政策課）	○ 【交通ネットワークの充実】	○ 【ニーズの集約】		大デマンド型乗合タクシー「まほタク」の運行  運行・ルート等の見直し・検討					
○ （交通政策課）	○ 【参入の検討】	○ 【ニーズの集約、手法の検討】		さらなる補完交通手段の検討  整備方法の検討・整備					
○ （公園緑地課）		○ 【ロクハ公園利活用】		ロクハ公園の利活用  事業実施					
○ （環境政策課） ○ （公園緑地課） ○ （スポーツ推進課）		○ 【法人設立の検討】 ○ 【環境学習】		〇里山や豊かな自然の利活用（環境学習）、法人設立の検討  事業実施 ★（仮称）新志津運動公園整備事業  自然環境調査      基本設計      実施設計      工事 指定管理者募集					

・施策メニューを地図上に落とし込み、図-8に示すように志津学区の地域再生をイメージ化しました。

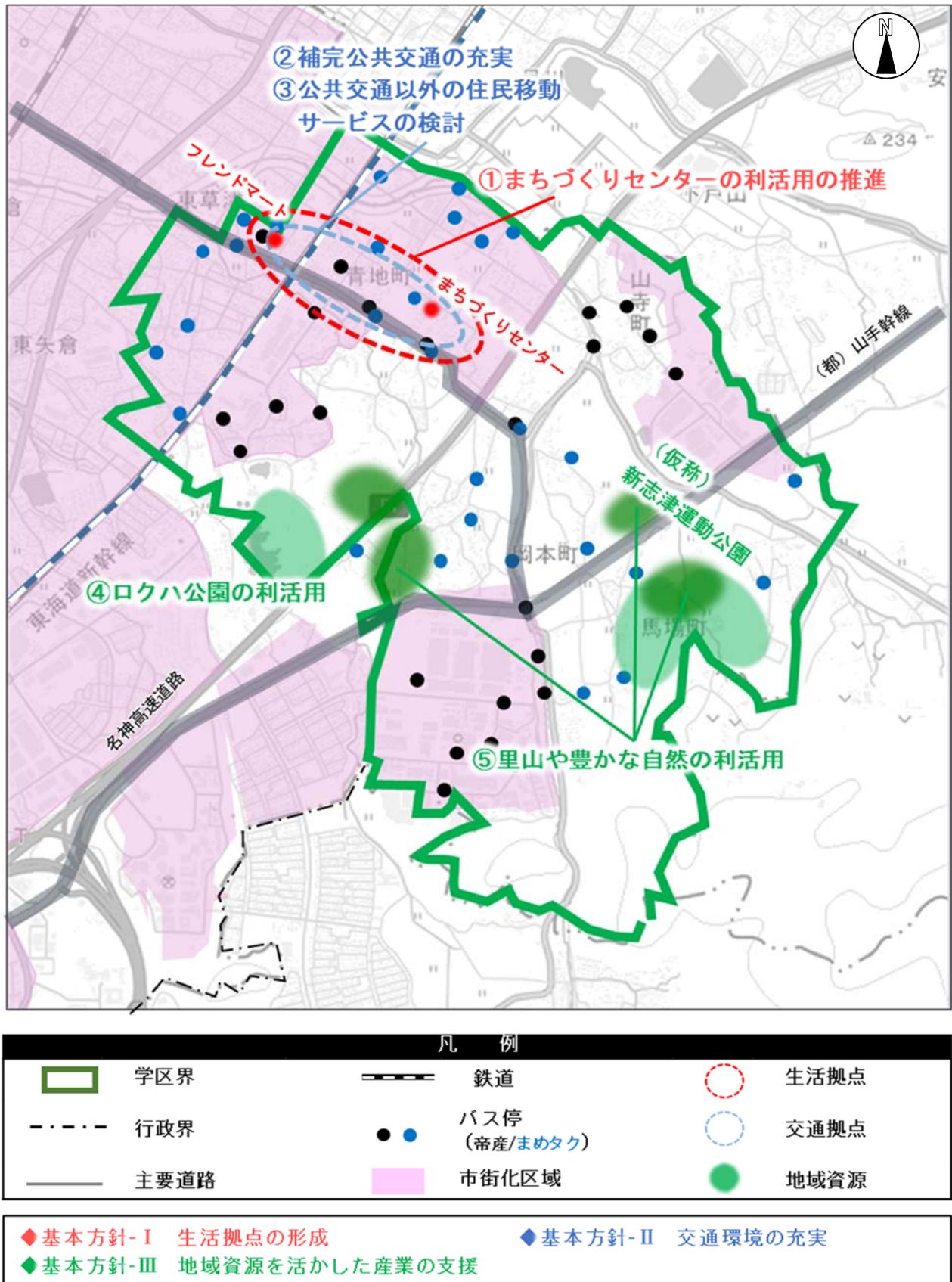
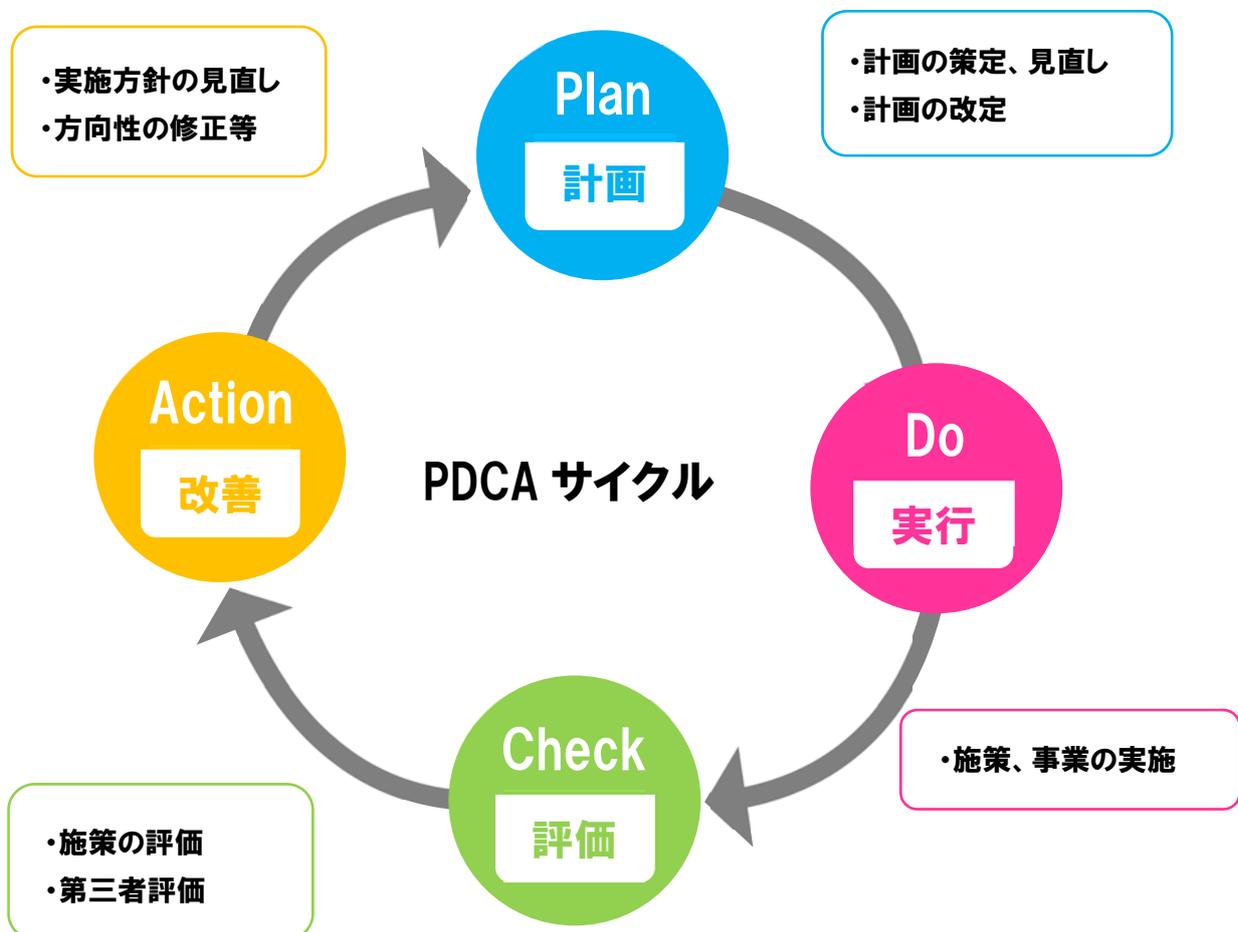


図-8.志津学区 地域再生イメージ図

### 3. 推進計画の進行管理

- ・草津市版地域再生計画に基づく志津学区まちづくりプランは、施策に応じて市が実施する事業・民間企業が実施する事業・地域と市が協働で実施する事業・要望により滋賀県で実施する事業など、多様な主体においてそれぞれの施策を進めていきます。
- ・(仮称) 志津まちづくり会議を設置し、地域と市が協働で実施する事業・課題について市と継続的に協議を行います。
- ・草津市版地域再生計画の計画期間は平成 30 年から令和 21 年までの長期的な計画であるため、まちづくりプランの計画期間 (5 年を目安) 終了を区切りとして、取組みの進捗状況や事業の効果などについての分析・評価を行い、PDCAサイクルの考え方に基づいて修正・見直し等を行います。



志津 まちづくり協議会